

## 令和5年度地下水質測定計画における変更点

## 1 測定地点数の変更

変更箇所（令和4年度→令和5年度）

測定機関	概況調査		継続監視調査		計
	ローリング方式	定点方式	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等以外	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
群馬県	97	2	14→15	16	129→130
前橋市	13→14	—	6	5	24→25
高崎市	18→17	—	4	2	24→23
伊勢崎市	9	—	6	3	18
太田市	12	—	0	1	13

## 2 概況調査における測定機関の変更

メッシュ番号	測定機関		変更理由等
	令和4年度	令和5年度	
10	高崎市	前橋市	測定機関が異なる市町村境界が存在するメッシュのため、隔年交代で測定を実施している。  ※測定機関の変更による地点数の増減 群馬県：増減なし 前橋市：+1 高崎市：-1 伊勢崎市：増減なし 太田市：増減なし
14	前橋市	伊勢崎市	
28	高崎市	群馬県	
33	伊勢崎市	群馬県	
37	伊勢崎市	前橋市	
41	群馬県	伊勢崎市	
47	群馬県	太田市	
57	太田市	群馬県	
73	群馬県	高崎市	
84	高崎市	群馬県	
87	群馬県	高崎市	

## 3 継続監視調査の変更点

井戸番号	測定地点	測定機関	変更内容	変更理由等
M-73 →M-72	明和町斗合田 →板倉町岩田	群馬県	地点の変更	2地点を隔年で調査するため。
M-100	桐生市三吉町	群馬県	地点の追加	土壌汚染が確認された土地周辺で地下水汚染が確認されたことから、土壌汚染対策事業として県で定期的に地下水調査を実施してきた。当該土地周辺に飲用井戸がなくなり、土壌汚染対策法第5条に基づく命令発令の要件から外れるが、六価クロムの地下水環境基準超過は依然として確認され、六価クロムの地下水環境基準が引き下げられたことから、令和5年度から水質汚濁防止法の常時監視として継続監視調査を行っていく。